

[事案 28-229] 手術給付金支払請求

・平成 29 年 6 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

血栓性外痔核の血栓摘出術について、手術給付金の支払事由に該当するとして、手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 3 年 10 月に契約したがん保険について、被保険者が受けた血栓性外痔核の血栓摘出術は、約款（疾病特約）で定める支払事由のうち、「痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）」に該当するものとして、手術給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

血栓性外痔核の血栓摘出術は、約款で定める支払事由に該当せず、また、痔核に発生した血栓のみを摘出するものであり、「単なる痔核のみ」に対する処置に該当するため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。なお、申立人が事情聴取を希望しなかったことから、申立人に対する事情聴取は実施しなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、血栓性外痔核の血栓摘出術は単なる痔核のみの手術であることから、約款で定める支払事由には該当しないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。